

石山商店街・第 63 回 土曜夜市

催事出店規定 / 出店申請書 / 誓約書

<組合員・賛助会員用>

準備の都合上、申し込み締め切り日を 5 月 30 日(土)にいたしました。それ以降のお申込みは受付できませんのでご了承ください。

《 営業規定 》

出店時間と営業時間

1. 期間

令和 8 年 7 月 18 日・25 日、8 月 1 日の各土曜日の 18 時 00 分から 21 時 00 分の間とします。

2. 営業設営時間

18 時 00 分から 21 時 00 分まで(時間厳守)

当日は歩行者天国が 17 時 30 分からとなりますが、準備は本部の指示に従ってください。また、歩道には絶対に物を置かない。さらに、周囲の店舗前等に搬入物機材を置いた迷惑行為は避けてください。

※ 設営時間の早期準備及び延長は認めません。

※ 営業時間には準備(搬入/搬出)、設営、撤収の時間は含まれます。

(17 時 30 分より設営可能、21 時 00 分に撤収準備開始、21 時 40 分 完全撤収)

3. 設営場所

設営場所は当方の定める場所に 17 時 30 分から設営可能です。(本部の指示に従う)

歩行者、車の邪魔にならないようにしてください。

本営業は 18 時 00 分より開始してください。

《 出店の制限 》

* 以下の項目に該当する場合は、受付いたしません。「出店許可証」発行後に於いても、趣旨に反する場合は、出店許可を取り消す場合があります。このために生じた損害の賠償はいたしません。

- ・ 出店に関する費用は事前に振り込んでください。
- ・ 出店により歩行者や周辺に混乱又は危険が予想される場合
- ・ 公の秩序・風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- ・ 宗教活動・政治活動に関わる商品を販売する場合
- ・ 申込書の記載事項に誤りがあった場合
- ・ 関係官庁から中止命令が出た場合
- ・ コピー商品、危険物等の展示及び販売をした場合
- ・ 石山商店街振興組合の出品商品と同じ物、又は類似している商品を販売する場合
- ・ 大型トラック等の搬入は出来ません。
- ・ 石山商店街土曜夜市の運営方針に反する場合、また反するものを販売する場合

《 出店時の注意事項 》

- ・ 飲食の出店者は足元に養生(ブルーシートを敷く)を必ずしてください。
- ・ 出店の際は必ず出店許可証をご持参ください。
- ・ 安全対策には出品者側で十二分に注意してください。(防火・衛生管理等)
- ・ タトゥーのある方は来場者に見えない工夫をしてください。

- ・ 終了後は速やかに撤去して下さい。
- ・ 出店場所へのペイント等はできません。
- ・ 出店中(搬出入時も含む)の人的・物的損害(貸出備品類も含む)に対する賠償責任は、出店者側の負担となります。
- ・ 商品の売上金は、各自の責任において管理し、販売員は売り場をむやみに離れないで下さい。
- ・ 返品、苦情等は責任を持って速やかに対処して下さい。
- ・ 商店街の所定以外からの電気、水道の無断使用は厳禁いたします。
- ・ 火気類(炭・カセットコンロ・ホットプレート等含む)を使用される方は必ず消火器をご持参ください。
- ・ 火気使用の場合は下に断熱材(石膏ボード等)を必ず敷いてください。
- ・ 延長コード、水等は各自が準備してください。(延長コードの貸し出しはありません。)
- ・ びんでの販売は厳禁いたします。(但し、紙コップに移しての販売は許可します。)
- ・ 未成年者へのアルコール類の販売は厳禁いたします。

昨年も未成年者の飲酒が目撃されています。見かけたら各出店者の方からも注意していただくようお願いいたします。

- ・ 出店終了後は周囲のゴミ拾いと車両通行にご協力をお願いいたします。
- ・ その他、出店に関しては石山商店街振興組合の指示に従ってください。
- ・ 天候、その他の事由により開催を中止もしくは途中終了することがあります。
その時は主管者の指示に従い速やかに撤去してください。その場合に~~出店者側が~~被った損害に対し、主催者は責任を負いません。

【出店運営協力金】

夜市 1 日につき(1 ブース 2m×2m)につき

正会員(飲食・物販関係なく) 1 ブースにつき…… 出店料 3,000 円

賛助会員(飲食・物販関係なく) 1 ブースにつき…… 出店料 5,000 円
--

- ・ 電気を使用される場合は使用料として(正・賛助会員関係なく)…… 800円
- ・ テント貸出代 1 張……1,500 円 ・ テーブル貸出代 1 脚……1,000 円

※ 電気、テーブルを使用される方は当方の準備の都合上事前に申し込んでください。
当日の申し込みには、対応できませんのでご了承下さい。

出店者多数の場合、出店できない場合がございますのでご了承下さい。

石山商店街・土曜夜市

催事出店申請書(組合員用)

当方は、石山商店街振興組合運営「石山商店街 土曜夜市」の催事出店規定を承認の上、出店を申し込みます。また、全体の調和と協調を持って出店するとともに、催事出店規定に違反した場合は即座に退店を命じられても異議申立ては致しません。

申し込み日	年 月 日	正会員/賛助会員 のいずれかを○で囲む							
ふりかな 商号(屋号) 代表者名	Ⓜ								
住所	〒 -								
電話番号		FAX							
携帯電話									
ふりかな 売場管理責任者名	Ⓜ								
責任者住所	〒 -								
電話番号		FAX							
携帯電話									
出店日	・7月18日 ・7月25日 ・8月1日 (○印をしてください)								
キッチンカーの場合	・軽自動車 ・1tまでの自動車 ・1tを超える自動車								
キッチンカーの車種	・(車種全長 m、全幅 m)								
電気使用の有無	・使用する (使用電力量 W) <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>・ホットプレート</td> <td>・使用しない</td> </tr> <tr> <td>・保温用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・照明用</td> <td></td> </tr> </table>			・ホットプレート	・使用しない	・保温用		・照明用	
・ホットプレート	・使用しない								
・保温用									
・照明用									
プロパンガス	・持ち込みする ・持ち込みしない ・炭火使用する								
発電機	・使用禁止です。								
テーブル(貸し出し用)	・使用する(脚) ・使用しない								
テント(貸し出し用)	・使用する(張) ・使用しない								
駐車場	・使用する(台) ・使用しない								
ブース数 (1ブース間口2m)	・(ブース) ※申し込みは2ブースまでとします								
販売内容及び販売価格 (詳しく明記の事)	(例:イカ焼1杯…300円/加熱) ※「缶」、「びん」での販売は厳禁です。コップに移し替えて販売願います。また、未成年者へのアルコール類の販売は厳禁です。火気類使用者は必ず消火器をご持参ください。								

※必ず全て記入してください。未記入は受理いたしません。

(仮)申請締め切り日:令和8年5月30日(土)厳守

※石山商店街振興組合の出店物と重複する物販はお断りする場合があります。

石山商店街振興組合 〒520-0832 大津市粟津町17-1

TEL:077-537-2140 FAX:077-572-5063 mail:kiyaina@circus.ocn.ne.jp